坂東市地域防災計画（改正案）パブリック・コメントに寄せられた

ご意見と市の考え方について

【意見募集期間】　令和２年１月２０日（月）から令和２年２月１８日（火）

【パブリック・コメントの結果】

・意見の提出状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公表内容 | 意見数 | 提出者数 | 提出方法 |
| 坂東市地域防災計画（改正案） | 12件 | ２人 | Eメール　１人郵送　　　１人 |

・寄せられた意見と市の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| １ | 「防災ボランティア」を「災害ボランティア」と標記したほうが適切ではないか。 | 国の防災基本計画及び茨城県地域防災計画の標記方法に合わせて対応してまいります。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 被災者生活支援計画編第１章　第３節　第１　防災ボランティアの定義 | 意見を参考とさせていただきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ２ | 「ボランティア現地本部」を「災害ボランティアセンター」と標記したほうが適切ではないか。 | 国の防災基本計画及び茨城県地域防災計画の標記方法に合わせて対応してまいります。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 被災者生活支援計画編第２章　第３節　第１　ボランティア受入れ窓口の設置・運営 | 意見を参考とさせていただきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ３ | 「坂東関宿野田線（162号、下総利根大橋有料道路）」の有料道路を削除すべき。 | 現状に沿って修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 総則編第２節　３　道路 | 意見を参考とさせていただき、修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ４ | 茨城県内の状況のみが記載されているが、当市の被害状況を記載すべき。 | 記録が確認できるものについては、追加修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 総則編第３節　第１　１　台風（昭和16年以降） | 意見を参考とさせていただき一部修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ５ | 茨城県内の状況のみが記載されているが、当市の被害状況を記載すべき。 | 記録が確認できるものについては、追加修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 総則編第３節　第２　２　その他の災害 | 意見を参考とさせていただきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ６ | 災害名称の追加と当市の被害状況を記載すべき。 | 記録が確認できるものについては、追加修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 総則編第３節　第３　地震災害［明治以後の地震］ | 意見を参考とさせていただき、修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ７ | 「県民の理解促進・県民主体」の県民を修正すべき。 | 現状に沿って修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第１章　第10節　防災知識の普及計画 | 意見を参考とさせていただき、修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ８ | 「４　地下街等」を削除すべき。 | 茨城県地域防災計画に合わせて対応してまいります。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第１章　災害予防計画第12節　第７　企業防災の促進 | 意見を参考とさせていただきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| ９ | 茨城県水位テレメーター設置場所の標記を修正すべき。 | 茨城県の標記に合わせて対応してまいります。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第２章　第８節　第６　水防活動 | 意見を参考とさせていただきます。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 10 | 「常総保健所」を「古河保健所」にすべき。 | 現状に沿って修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第２章　第15節　防疫計画第16節　第５　３　死亡獣畜処理 | 意見を参考とさせていただき、修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 11 | 「保育園」の表記を修正すべき。 | 現状に沿って修正いたします。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第２章　第21節　第１　実施責任者 | 意見を参考とさせていただき、修正いたします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 12 | 「トンネル内事故」を削除すべき。 | 茨城県の標記に合わせて対応してまいります。 |
| 該当箇所 | 意見の取扱い |
| 風水害対策計画編第３章　第２節　（６）防災訓練の実施 | 意見を参考とさせていただきます。 |

・公表案と最終案の修正箇所対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 公表案（修正前） | 最終案（修正後） |
| 総則編第２節　３　道路・坂東関宿野田線（162号、下総利根大橋有料道路） | ・坂東関宿野田線（162号、下総利根大橋） |
| 総則編第３節　第１　１　台風（昭和16年以降）・（６）昭和22.９.15（第９号）　《新規》 | ・（６）昭和22.９.15（第９号、カスリーン台風）市内の被害としては、旧中川村の長谷付近（現在の鵠戸沼排水機場付近）の堤防が約250mにわたって決壊し、行方不明者1名、罹災者309名、家屋流失6戸、床上浸水39戸、床下浸水3戸という甚大なものであった。　 |
| 総則編第３節　第３　地震災害［明治以後の地震］・《新規》8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名住家被害：全壊2,634棟、半壊24,994棟、一部損壊191,263棟床上浸水75棟、床下浸水624棟（平成31年3月1日現在）《新規》 | ・東日本大震災8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名住家被害：全壊2,634棟、半壊24,994棟、一部損壊191,263棟床上浸水75棟、床下浸水624棟（平成31年3月1日現在）市内では、6弱を観測。人的被害：軽症1名住家被害：全壊4棟、半壊25棟、一部損壊2,372棟 |
| 風水害対策計画編1. 第10節　防災知識の普及計画

・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての県民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 | ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 |
| 風水害対策計画編第２章　第15節　防疫計画第16節　第５　３　死亡獣畜処理・常総保健所 | ・古河保健所 |
| 風水害対策計画編1. 第21節　第１　実施責任者

・１　幼稚園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、市教育委員会が行い、保育園の応急教育及び応急復旧等については、市長が行う。 | ・１　幼稚園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、市教育委員会が行い、認定こども園の応急教育及び応急復旧等については、市長が行う。 |

・最終案

　坂東市地域防災計画（令和２年３月）